

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る平成 30 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成 30 年 2 月 2 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 千山 善幸

1. 業務概要

(1) 業 務 名 大分空港品質監視等補助業務

(2) 業務内容 本業務は、大分空港における海上工事（大分空港 01 側進入灯橋梁設置工事外 2 件）を対象とした品質監視補助及び監督補助を行うものであり、工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とするものである。

1) 品質監視等補助業務※ 1 式

(昼間：11.0 ヶ月、夜間：10.0 ヶ月)

2) 打合せ 11 回

3) 協議・報告 各 1 回

※品質監視等補助業務の業務内容は以下のとおり

1. 品質監視補助

①使用材料について設計図書と照合等

②施工状況について設計図書と照合

③不可視部分や重要構造物の確認

④工事検査等への臨場

2. 監督補助

①設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成

②工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

③現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

④その他工事変更等に必要な資料作成など

⑤地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

⑥請負工事の安全対策の確認等

- (3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成 29・30 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」で A 等級の認定を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 28 年 10 月 3 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2. (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継

続している者でないこと。

- (6) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (7) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

・「対象工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量・調査業務を含む)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

- (8) 平成19年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記のいずれかの要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

- ・鋼製橋梁工事に関する工事監督支援業務又は品質監視等補助業務
- ・土木工事に関する工事監督支援業務又は品質監視等補助業務

- (9) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- 1) 下記のいずれかの資格を有する者であること。
 - イ 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
 - ロ 1級土木施工管理技士
 - ハ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
 - ニ (一社)全日本建設技術協会が認定した公共工事品質確保技術者

(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者又は発注者が認めた同等の資格を有する者

ホ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士と同一部門に限る)

※ R C C Mと同等の能力を有する者とは、R C C M試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者をいう。

へ 発注者が上記イ～ホと同等の能力と経験を有すると認めた者

※ 外国資格を有する技術者(日本国及びW T O政府調達協定締結国、その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

2) 配置予定管理技術者は、平成19年4月1日以降に元請として完了した以下に示す同種又は類似業務(同種業務については、平成29年度完了予定も対象に含む)の実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけでなく担当技術者として従事したものも認める(照査技術者として従事したものは認めない)。

また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

なお、当該業務実績が平成19年4月1日以降に大阪航空局の発注した業務の実績である場合にあつては、業務成績評定点が60点未満のものを除く(品質監視等補助業務における平成29年度完了予定業務については、その限りでない)。

同種業務：鋼製橋梁工事に関する工事監督支援業務又は品質監視等補助業務

類似業務：土木工事に関する工事監督支援業務又は品質監視等補助業務

(10) 配置予定管理技術者について、入札参加者との直接的な雇用関係を有すること。

(11) 次に掲げる基準を満たす担当技術者を本業務に配置できること。

以下のいずれかの資格を有する者であること。

イ 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建

設部門)

- ロ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ハ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は2級土木技術者
- ニ (一社)全日本建設技術協会が認定した公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ホ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士と同一部門に限る)

※ R C C Mと同等の能力を有する者とは、R C C M試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者をいう。

へ 発注者が上記イ～ホと同等の能力と経験を有すると認めた者

- (12) 大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」(土木)の業務で、平成25年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (13) 技術資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
 - 1) 再委託の内容が主たる業務の場合。
 - 2) 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- (14) 技術資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。
 - 1) 技術資料の提出がない場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
 - 2) 技術資料の各様式(業務実施体制、実施方針等及び評価テーマに対する技術提案)の注記に反する記載がされている場合。
- (15) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加希望者は、価格及び技術資料をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、3.(2)の総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取

引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値である者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を実施する。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点の配分点は 30 点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①～④の評価項目及び本業務が予決令第 85 条の基準に基づく価格を設定する場合は、⑤の評価を踏まえ評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の配分点は 60 点とする。

①配置予定管理技術者の経験及び能力

②配置予定担当技術者の経験

③実施方針等

④評価テーマに対する技術提案

⑤技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の配分点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} = & (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) \\ & + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{⑤の評価に基づく履行確実性度}) \end{aligned}$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{③に係る評価点}) + (\text{④に係る評価点})$$

(3) 技術評価点の評価基準等

- 1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
資格・実績

- 2) 配置予定担当技術者の経験
実績
- 3) 実施方針等
業務理解度、実施体制
- 4) 評価テーマに対する技術提案
的確性、実現性
- 5) 技術提案等の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに①業務内容に対応した費用②配置予定技術者の報酬③品質管理体制の確保④再委託先の支払いをそれぞれ審査した上で、総合的に評価する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階
国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話番号 06-6949-6206 FAX番号 06-6949-6220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年2月2日から平成30年2月19日まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

交付場所

1) 4. (1) 担当部局

2) 〒873-0421 大分県国東市武蔵町糸原大海田
国土交通省大阪航空局大分空港事務所総務課
電話 0978-67-3771

3) 4. (2) 1) 及び 4. (2) 2) の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4. (1) に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を4. (1) へFAXで連絡すること。

その際に、FAXには業務名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、技術資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成30年2月2日から平成30年2月19日まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 4.(1)に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 平成30年3月12日 09時00分から17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、平成30年3月12日09時00分から開札日時までに4.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札日時 平成30年3月13日 13時00分

開札場所 大阪航空局13階入札室

入札執行回数 原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の担当部局と同様。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 4. (3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(8) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) その他詳細は入札説明書による。